垂水市障害児(者)生活支援小規模多機能 サービス特区

都道府県

名:

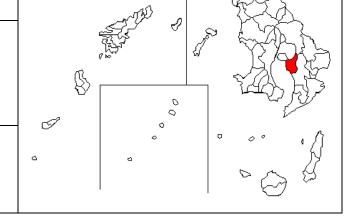
鹿児島県

申請主体 垂水市

名:

区域の範 垂水市の全域

用:



特区の概要:

平成18年度に策定した「垂水市障害者計画」及び「垂水市障 害福祉計画」では、障害児(者)の自立支援の観点から、地域 生活移行等の新たな課題に対応したサービス提供基盤を整え、 障害児(者)の生活を地域全体で支えるシステムを構築するこ とを目標としているが、垂水市においては利用可能なサービス が不足しており、隣接他市の施設を利用している状態である。 このような現状から、市内の指定小規模多機能型居宅介護にお いて障害児(者)の受入を可能とし、障害児(者)の地域生活 支援を推進するものである。

の特例措置:

適用される規制・指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児等の受入 の容認



